

私有道路における共同排水設備費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市長は、公共下水道の普及を促進し、生活環境の向上を図るため、私有道路に共同排水設備を設置する者に対し、当該設置に要する経費について、予算の範囲内において、この要綱に基づき補助金を交付する。

(定 義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、千葉市下水道条例（昭和38年千葉市条例第16号。以下「条例」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 私有道路 道路法（昭和27年法律第180号）による道路以外の道路で一般通行の用に供されているものであって、管理者及び所有者が国又は地方公共団体以外の者であるものをいう。
- (2) 共同排水設備 第1接続ます（宅内排水設備との接点となるますをいう。）から公共下水道に至るまでの私有道路において、2戸（集合住宅にあっては1棟を1戸とし、同一の所有者に属する複数の家屋にあっては当該複数の家屋を1戸とみなして算定する。また、敷地が公共下水道の設置されている道路に面する家屋は、算定から除外する。）以上が共同して設置する排水設備をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、公共下水道の処理区域及びその公示を予定している区域内に存する私有道路に共同排水設備を設置する事業で、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 共同排水設備の設置に係る私有道路の所有者が行方不明であることから当該所有者の承諾を得ることができず、かつ、当該共同排水設備の設置を行おうとする者（以下「申請者」という。）が当該設置によって生ずる問題を自らの責任において処理することを本市に誓約していること。
 - (2) 当該共同排水設備の設置に係る私有道路の所有者が共同排水設備の設置に反対していることから当該所有者の承諾を得ることができず、かつ、申請者が当該私有道路を使用する権原を有していることを証する裁判所の確定判決その他これに準ずる債務名義（以下「確定判決等」という。）が存在するとともに、当該設置によって生ずる問題を自らの責任において処理することを本市に誓約していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる区域内に存する私有道路における共同排水設備の設置については、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体の所有する家屋のみが所在する区域
- (2) 公社、公団その他これらに準ずる法人が所有する家屋のみが所在する区域
- (3) 新たに敷地造成（開発行為によるものに限る。）を行う区域

(4) 公共下水道事業計画区域内で、都市計画又は区画整理事業により公共下水道管を設置した区域

(経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

種 目	経 費	補助率
工 事 費	マンホール、点検孔並びにこれらに代わるます及び污水管等の設置工事に要する経費	90%
	第1接続ます及び取付管の設置工事に要する経費	
	前2項の設置工事に伴い必要となる山留め工、道路の原形復旧工等の付帯工事に要する経費	
	その他市長が必要と認める工事に要する経費	
調査設計費	上記の工事に伴う試験掘等の調査及び設計に要する経費	
支障物件移設費	水道管・ガス管などの支障物件の移設に要する経費	

2 前項の場合において、補助金の額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、申請者の中から代表者（以下「申請代表者」という。）を定め、共同排水設備費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 共同排水設備費補助金交付申請者名簿兼委任状（様式第2号）
- (2) 土地所有者名簿（様式第3号）
- (3) 土地使用承諾書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第11号）
- (5) 私有道路の公図の写し及び土地登記事項要約書
- (6) 確定判決等の写し（第3条第1項第2号に掲げる要件に該当する場合に限る。）
- (7) 設計図、見積書等補助事業に要する費用の内訳を示す図書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号の共同排水設備費補助金交付申請者名簿兼委任状は、補助金の請求及び受給に関する権原を申請代表者に委任することについてすべての申請者が承認し、署名を行ったものでなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、速やかに当該申請の内容の審査及び現地調査を実施のうえ、補助金の交付の可否及び予定額を決定し、その旨を共同排水

設備費補助金交付決定通知書（様式第5号）、又は共同排水設備費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請代表者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、申請者に対し次の各号に掲げる事項について条件を付するものとする。

- （1）補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合（市長の認める軽微な変更を除く）には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
- （4）補助事業完了後において、私有道路に面する土地の所有者等から当該共同排水設備の使用の申し出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（工事の施工等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、第6条の規定による通知の日から6か月以内に補助事業を完了させるものとする。

- 2 共同排水設備の構造基準は、千葉市下水道設計指針によるものとする。ただし、排水管の土被りについては千葉市排水設備設計基準によるものとする。
- 3 工事は、条例第6条に規定する指定排水設備工事業者であり、かつ、千葉市入札参加者資格審査基準第9条に規定する千葉市建設工事入札参加資格者名簿の土木一式工事に登録されている業者に行わせるものとする。
- 4 申請代表者は、共同排水設備の施工に際しては、必要に応じ、その状況（工事前、工事中及び竣工の状況等）を写真により記録するとともに市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

（完了報告及び検査）

第9条 申請代表者は、補助事業が完了したときは、共同排水設備完了報告書（様式第7号）に前条第4項に規定する写真、費用の明細及びその証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に速やかに提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による共同排水設備完了報告書を受理したときは、完了検査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定による完了検査の結果、工事が共同排水設備の補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合しないと認めたときは、申請代表者にその是正を勧告するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による勧告に伴う工事の再度完了報告及び完了検査に準用する。

(確定通知)

第10条 市長は、前条第2項の規定による検査の結果、共同排水設備が適正であると認めるときは、速やかに補助金の額を決定し、共同排水設備費補助金確定通知書（様式第8号）により申請代表者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 申請代表者は、前条の規定により通知を受け、補助金の交付を受けようとするときは、共同排水設備費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第12条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、補助金を他の用途に使用したとき、又は補助事業に関して補助金の交付の決定若しくはこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により取り消したときは、共同排水設備費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により申請代表者に通知するものとする。

(補助金の返還及び延滞金)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、納期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、申請者が補助金を納期日までに返還しなかったときは、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第34号）の規定の例により、延滞金を徴収する。

(維持管理義務)

第14条 申請者は、補助金を受けて設置した共同排水設備について、その機能を損なわないよう適正に維持管理を行わなければならない。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。